

大阪市立大学利益相反マネジメントポリシー

大阪市立大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に則り、優れた人材の育成と真理の探究という普遍的な使命はもとより、教育及び研究の成果を市民に還元し、地域社会ひいては国際社会の発展に貢献することを使命としている。

それらの実現を図るためにには、本学が学外の組織、地域、市民等（以下「学外組織等」という。）と密接な連携及び協力関係を維持・強化していく必要があるが、それに伴つて、本学の教職員等が、学外組織等との連携を推進していく中で、いわゆる利益相反の状況が生じる可能性がある。

教職員等が本学の伝統である進取の気風を損なうことなく、公正で科学的な研究を推進し、大学としての公共性、透明性を確保しながら、社会的信頼を高めていくためには、利益相反状況に適切に対応するマネジメント体制を確立することにより、社会に対する説明責任を果たす必要がある。

特に、高い倫理性が求められる医学系研究については、本学もヒトを対象とする医学研究の倫理的原則であるヘルシンキ宣言の理念に基づき推進してきたが、高水準の医療を地域社会に還元しつつ、被験者の保護を確保し、利益相反から生じる様々な課題に対処していくためには、本学における医学系研究に係る利益相反マネジメント体制の確立も不可欠である。

ここに本学は、利益相反に対する基本的な考え方、ならびに利益相反マネジメント体制等の確立に向けて、大阪市立大学利益相反マネジメントポリシーを以下のように定める。

- I 利益相反による不公正さを伴う状況を最小限にとどめることを責務とし、教職員等はそれに協力することを義務とする。
- II 組織的な利益相反マネジメント体制を整備する。
- III 教職員等に対して、利益相反マネジメントの周知徹底を図る。
- IV 利益相反マネジメントに関して、適正に情報公開を行い、透明性を確保するとともに、説明責任を果たす。